

第75回行政苦情救済推進会議議事概要

1 日 時：平成20年6月24日（火）14:00～16:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館1002会議室

3 出席者

（メンバー）

座 長	堀 田	力
	大 森	彌
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	小早川	光 郎
	谷	昇

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	関	有 一
大臣官房審議官	新 井	英 男
行政相談課長	新 井	豊
行政相談業務室長	榎 本	泰 士

4 会議次第

（1）既付議事案の審議

障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

（2）新規付議事案の審議

在留外国人に対する国民健康保険被保険者資格の取扱いの改善

5 議事

（堀田座長）

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第のとおり、既付議事案1件、新規付議事案1件について進めてまいりたいと思います。

はじめに、「障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善」の事案について事務局から説明してください。

(1) 既付議事案の審議

障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 障害者支援施設入所者のうち非課税世帯の場合は、障害者自立支援制度上、施設の利用負担について各種の軽減措置が講じられるが、心身障害者扶養共済制度の給付金は、この軽減措置を行うに当たっての利用負担額算定の対象収入となっているため、給付金を支給されても目減りしてしまい、ほとんど手元に残らない。

一方、入所者の世帯が生活保護世帯の場合、障害者自立支援制度上の負担を求めないこととしているため、当該給付金を受給することとなっても、生活保護費ともども丸々手元に残ることとなっている。

給付金を、障害者支援施設等の利用者負担額を算定する際の対象収入としないよう制度を改善してもらいたい。

(堀田座長)

難しい議論ですが、今回は生活保護に関する司法判断もかんがみて給付金の全額を手元に留保すべきか、それとも給付金の一定額を手元に留保すべきかを御議論いただきましたが、前回の議論を踏まえて、本日は一定額を手元に留保するあっせん案について、一定額をどの程度にすべきか御議論いただきたいと思います。

(大森委員)

本日のあっせん案で、手元に留保するのを全額ではなく、一定額とする根拠は何でしょうか。

(室長)

過去の司法判断では、給付金は生活保護制度上収入認定から除外するのが相当とされていますが、それと今回の自立支援制度上の収入認定とが全く同じであるとまでは言い切れず、給付金の全額を利用者負担額の算定対象収入から除外すべきと判断することは難しいのではないかと思います。一方、共済制度の創設経緯から考えますと、給付金は、今回のように自立支援の利用者負担に丸々充てるというのではなく、利用者負担以外の自立生活面においても活用できるようにすべき性格のものではないかとも考えられますので、自立支援の利用者負担後においても給付金の一定額が手元に留保される方向で案をまとめました。

(大森委員)

「自立支援での利用」と「その他の自立生活面での活用」は意味が違うのですか。

(室長)

「自立支援での利用」というのは、障害者支援施設の利用者負担に充てるということであり、「自立生活面での活用」というのは、それ以外の趣味や教育、生活用品の購入などに充てるという意味で表現ぶりを使い分けています。実際に施設に行ってみま

すと、自立支援法に従い、最低でも2万5千円が日常生活分として手元に残るように施設の利用者負担額が決められているようですが、生活用品を購入するだけでもかなりのお金が必要とされ、これだけでは十分と言えないのが実情のようです。

(堀田座長)

共済制度は、給付金が利用者負担に使われるだけでなく、つまり単に生存することが保障されるだけではなく、自分らしい生活ができるように少しでも本人に残してやりたいと考えて、親が加入しているものだと思います。

(小早川委員)

掛金を拠出する親の置かれた条件を考えますと、障害者の親も豊かではないなりに、子供のために自分の生活費を削ってでも拠出しています。それができない親もいるし、親がいない子供もいて、そこは差があるところです。

自立支援の側からいうと、自己負担というのは本来あるべき姿であって、金銭的に余裕があれば自己負担してくださいということでもあります。共済制度に拠出することができる親を持つということは、多少なりとも自己負担できる余裕を持っていたということから、本件給付金から自立支援の自己負担に制度的に充てるという根拠になりうると思います。しかし、苦しい中でも拠出をしたいと親が考えるようなインセンティブがないと共済制度としても成り立たなくなるのではないのでしょうか。

(加賀美委員)

少しでも人間らしい生活をしたい、ゆとりを持ちたいと思うことはとても大事なことです。最終的には現行の利用者負担額の算定方法を見直すということの大前提に議論を詰めていく必要があると思います。

(加藤委員)

生活保護費の額を上回る金額であれば、手元に残す額をどの程度にすべきかを考える必要があります。金額のレベルでいいますと、月額6～7万円の年金に比べても給付金の方は2万円と少額です。それを一定額、つまりある程度残すようにとあっても気休めにしかならないと思います。共済制度の趣旨を尊重し、給付金については、自立支援の利用者負担額を算定する際の対象収入から全額除外とすべきではないのでしょうか。

(谷委員)

要するに財源力の問題ということではないのでしょうか。骨組みどおりにやるのが一番正しいことですが、財源が足りないことから色んな矛盾点が生まれているので、このような状況の中では、今回のあっせん案が適当だと思います。本当は障害者福祉の予算をもっと増やしてくれるのが一番いいのですが。

(堀田座長)

財政面から考えますと、自己負担額を増やす方が財政的には助かるでしょうから、現行の給付金の全額が自立支援の自己負担に消費するという状況は改めるとしても、給付金の半分くらいは自立支援法上の自己負担に充てても止むを得ないということになるのでしょうか。

(大森委員)

厚生労働省が給付金の全額を負担額算定の際の対象収入から除外できないとする理由は何ですか。

(室長)

厚生労働省は、そもそも共済制度自体が給付金をサービスの購入資金として用いることを否定しているわけではないので、全額除外とすることは難しいと言っている状況です。

(堀田座長)

政策的には全額除外をあっせんするのが普通だと思いますが、厚生労働省の方に、全額除外は絶対できないが半額程度ならいいというような感じがあるのですか。

(室長)

一定額を残すことにつきましては、共済制度の趣旨を尊重する観点から検討する余地は少なからずあると言っていますが、全額除外につきましては、給付金を保護費算定上の対象収入から除外している生活保護制度と自立支援制度とは制度の趣旨が違々と主張しており、難色を示しています。

(堀田座長)

本件について、給付金の半額程度の手元留保で総務省があっせんを進めても、厚生労働省が他からの見直し要請も受けて最終的に全額除外での見直しということもあり得ることなので、ここはやはり全額除外をあっせんすべきではないでしょうか。

(大森委員)

常識的に考えると全額除外とするのが普通だと思います。それにもかかわらず全額除外できないとするのであれば、相当の強い理由が必要だと思います。

(加藤委員)

共済制度に国費は投入されているのでしょうか。

(室長)

国から46億円、地方から46億円、合計92億円の公費が毎年投入されています。共済制度につきましては、近年、加入者が減少する一方で、給付金受給者が増加していることから財政状況は悪化しておりまして、公費を投入せざるを得ない状況にあります。

(加藤委員)

公費が投入されている制度であれば、全額除外ということも少しひっかかるような気がします。

(堀田座長)

逆の考え方もあります。公費を投入しているのに、その分を自立支援法上の自己負担額を算定する上での収入と考えるのはおかしいでしょう。自己負担というのは自分で稼いで得たお金があるので負担するということではないか、といった考え方です。

(小早川委員)

この共済制度は、公費を投入してでも維持されるべき重要な制度と位置付けられているから、公費が投入されているのではないのでしょうか。

(堀田座長)

親の意思は、そもそも共済制度の趣旨にあるように、給付金は、自立支援の利用者負担以外で、自由に使えるお金として使ってほしいという点にあるのでしょうから、やはり自立支援の利用者負担額算定上の対象収入からは全額除外するのが当然であると考えます。大森委員のおっしゃるとおり、全額除外ができないとする相当な理由がなければ、給付金の半額程度や一定額だけを除外という内容のあっせんでは適当ではないと思います。

(小早川委員)

給付金の半額分のみ除外とする場合の数字的根拠は全くないと思います。加藤委員がおっしゃられたとおり、給付金の2万円という額について、どのように考えるかでしょう。理屈に戻れば、共済制度の制度設計においても、真の意味での自由資金を与える設計とすべきということになると思います。その金額については厚生労働省の政策的な裁量の部分であるのかもしれませんが、常識的に考えると自立支援制度においても給付金の全額を算定対象収入から除外すべきとのあっせんを進めるべきなのでしょう。

(局長)

本来の共済制度の趣旨を損ねず、生活保護の判決と矛盾しないように考えつつ、額的にも少額なものなので、できるだけ多く確実に手元に残るような方法で利用者負担額の算定方法を見直す、というように、相手に気持ちをぶつけるような言葉を付け加えて修正するというのはいかがですか。

(堀田座長)

もちろんそれが全額除外でもよいという意味を含んだあっせん案ということですね。

(加藤委員)

全額も含むという意味での「定額」を算定対象から除外するようにとのあっせんにし、金額については厚生労働省の裁量ということにしますか。

(大森委員)

そういうあっせん案では、我々は全額除外とまでしなくてもいいと言っているようにとられてしまう恐れがあると思います。

(堀田座長)

こちらが当初から全額除外という選択肢を引いてしまうと、厚生労働省も全額除外の選択肢は初めから出してこないと思います。そもそも共済制度の給付金は心身障害者にぜひたくをさせるような性格のお金ではありません。

(小早川委員)

そういう意味では、原案の「一定額」という言葉も余り適切でないと思います。意味のある額が手元に残るという形にしなければならいでしょう。

(室長)

原案中、「利用者負担後においても」から「留保されるよう」までを削り、「共済制度の性格をかながみて、もしくは、共済制度の性格を踏まえて、現行の利用者負担額の算定方法を見直すこと」ということでどうでしょうか。

(堀田座長)

その方が分かり易いと思います。

(大森委員)

給付金について自立支援の利用者負担額算定上の対象収入から全額除外するという
ことで進めてもらえますか。問題はこの案で厚生労働省が応じるかどうかです。この
案件をもう一度推進会議で審議することはできますか。

(審議官)

修正したあっせん案で厚生労働省が受けるということであれば、もう一度審議する
必要はないと思いますが、厚生労働省に異論があるということであれば再度御審議い
ただくことになると思います。

(小早川委員)

原案中、実態を指摘した「共済制度加入の有無にかかわらず、入所施設等の利用者
負担後の手元に残る額が同額といった」という部分も、厚生労働省に同額でさえなけ
ればいいのだととられかねないので、この部分も修正してください。

(堀田座長)

それでは、本日の各意見を踏まえてあっせん案を修正し、厚生労働省に対するあっ
せんを進めてください。そして、厚生労働省にどうしても異論があるということであ
れば、どの点が譲れないのか、その理屈を聞いてみてください。

(2) 新規付議事案の審議

在留外国人に対する国民健康保険被保険者資格の取扱いの改善

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

○ 私は、外国籍の妻を含む家族4人全員で海外に出国した。出国に際しては、4人
とも国民健康保険を脱退し、保険証も返納した(申出人及び子は日本国籍を所有)。

3年後に帰国し、出国前に住所を有していた市で国民健康保険の再加入手続をし
たところ、妻(永住者の資格を持ち、再入国許可を受けて一時出国)だけは出国し
た期間の保険料を遡って徴収された。

同じように出国していながら、国籍の違いで取扱いが異なるのはおかしいのでは
ないか、改善してほしい。

(堀田座長)

地方公共団体で取扱いが異なっていることがよくないという点については異論がな
いと思いますが、どのようにすべきか御議論いただきたいと思います。

(大森委員)

こちらからあっせんする前に、厚生労働省が必要な通知を出してしまえば早いと思
います。

(小早川委員)

私もそう思います。外国人が一時出国した際の被保険者資格の取扱いについて、厚生労働省の考え方自体に問題があるのではなく、通知の表現が悪かったということなので、保険者が困らないように解釈を通知すればよいと思います。

(加賀美委員)

この相談事案は国籍の違いが問題になっているのか、遡って徴収するのがおかしいのか、どちらを問題としているのですか。

(室長)

外国人に対しての取扱いが日本人のそれと異なっていることを問題にしています。

この相談事案は、市町村合併前の旧市のときに一時出国し、その際は資格を喪失させるということで、保険証も返還して出国したのですが、再入国して市町村合併後の新しい市に戻ったところ、今度は当該市から、資格は継続していたという取扱いをされたというものです。この事案自体については、その後現地の行政評価事務所が間に入り、旧市の取扱いを優先させることとなったため、この事案に限り、遡って徴収された保険料は新しい市から御本人へ還付されています。

(大森委員)

こういった問題が起きたときに、他の地域でも同様のことが起きているのではないかと考えて、市の方から国の方へ正すようになぜ働きかけないのでしょうか。

(谷委員)

国と地方は解釈が対立しているわけではなく、ただ解釈が混乱しているということですか。

(室長)

この取扱基準を示した平成16年6月の厚生労働省通知の文言では、必ずしも明確ではなく、再入国許可を受けて一時出国した外国人の被保険者資格の取扱いの解釈が、現場で分かれてしまっているということです。

(加藤委員)

問題にならないことが問題になっているような気がします。資格得喪条件等はもちろん全国一律でなければなりません、給付と保険料の平行関係さえあれば問題にならない部分もあるのではないのでしょうか。

(大森委員)

どうして奥さんだけ、取扱いが異なったのですか。外国人の奥さんだけが異なった取扱いをされたのは、制度解釈としておかしいと思います。

(堀田座長)

再入国許可を受けて出国する外国人の場合は日本人と同様に扱うようにと、文言上ははっきりさせるよう、早急な対応をしてもらいましょう。

(小早川委員)

永住ではない在留期間が短期の外国人の場合は住所の認定が問題になることがあると思いますが、今回のような場合の資格の取扱いについては、日本人と同様にすべきだと思います。

(大森委員)

早めに対応すべき事案であると考えられますので、あっせん以前に、厚生労働省自身で速やかに改善してもらおうほうがいいと思います。

(堀田座長)

二つのやり方があると思います。一つは、あっせんするのであれば、あっせん文を早急に作成してもらおうということ。もう一つは、こちらの考え方を示しつつ、あっせん以前に自主的に改善してもらおうことができるのであれば、速やかにそうしてもらおうということです。

(室長)

厚生労働省は、まずは現場の状況について事実確認をしたいと考えているようです。あっせんする以前に、同省が自主的に改善措置を講ずるか否かは同省次第ということになります。

(堀田座長)

それでは、緊急性の問題もありますので、総務省からのあっせんを待たずとも、厚生労働省の方で率先して事態の改善を図ってもらおうということでどうでしょうか。その点についての同省の考え方を確認しながら、あっせん以前に同省で自主的に改善するというのであれば、その方向で進めてみてください。

以上